

議案第129号

宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市奨学基金条例(昭和41年条例第11号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(積立て)</p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、基金への積立てを指定した寄附金の額とする。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して修学資金に要する資金に充てるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>一般会計予算</u>に計上して処分することができる。</p>	<p>(積立て)</p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>宝塚市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額</u></p> <p>(2) <u>基金への積立てを指定した寄附金の額</u></p> <p>(3) <u>第4条の規定により繰り入れる額</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>予算</u>に計上して処分することができる。</p>